

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

H19年3月31日以前の取得物品に関しては旧定額法、H19年4月1日以降に取得物品については定額法による。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

当年度より社会福祉法人会計基準（雇児発0727第1号、社援発0727第1号 老発0727号平成23年7月27日）を適用している。

4. 法人で採用する退職給付制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度および、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(3) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部経理区分

イ 認定こども園 ひかりこども園

(5) 拠点区分 事業活動明細書は（社援基発0727第1号（別紙1）5（3））により作成を省略する。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	18,258,739	0	980,491	17,278,248
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	19,258,739	0	980,491	18,278,248

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

誤って計上されていた基本金四号1,000,000円を取崩し、正しい基本金三号に1,000,000円を計上した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
その他の固定資産【ソフトウェア】	665,820	312,187	353,633
合 計	665,820	312,187	353,633

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

①基本金について

今回の会計基準の移行にあたり、誤って計上されていた4号を適正な3号に計上するものとする。

②適用する会計基準の変更

当年度より社会福祉法人会計基準（雇児発0727第1号、社援発0727第1号 老発0727号第1号平成23年7月27日）を適用している。

③事業活動計算書及び貸借対照表における前年度との対比について

当年度は会計基準移行年度であることから、「社会福祉法人会計基準への移行時の取り扱い」1（2）に従い、事業活動計算書及び貸借対照表の前年度の数値は記載していない。

④2015年度ソフトウェアに対する減価償却費141,903円の計上漏れ状態となっている。

上記計上漏れについては、2016年度決算時に調整予定である。